

平成26年第4回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

平成26年12月10日(水曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
日程第 3 会期決定の件
日程第 4 諸般の報告
日程第 5 行政報告
日程第 6 認定第 1号 平成25年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について(委員長報告)
日程第 7 議案第 1号 九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
日程第 8 議案第 2号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9 議案第 3号 平成26年度長南町一般会計補正予算(第4号)について
日程第10 議案第 4号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
日程第11 議案第 5号 平成26年度長南町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
日程第12 議案第 6号 平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
日程第13 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	林	義	博	君	2番	吉	野	明	夫	君		
3番	大	倉	正	幸	君	4番	小	幡	安	信	君	
5番	板	倉	正	勝	君	6番	左		一	郎	君	
7番	加	藤	喜	男	君	8番	仁	茂	田	健	一	君
9番	丸	島	な	か	君	11番	石	井	正	己	君	
12番	丸		敏	光	君	13番	古	市	善	輝	君	
14番	松	崎	剛	忠	君							

欠席議員(1名)

10番 松崎 勲 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫君	副町長	麻生由雄君
教育長	片岡義之君	会計管理者	岩崎利之君
総務課長	野口喜正君	総務室長	田中英司君
企画財政室長兼 政策室長	常泉秀雄君	住民課長兼 税務住民室長	唐鎌幸雄君
保健福祉室長	荒井清志君	事業課長兼 農業推進室長	御園生明君
産業振興室長	岩崎彰君	地域整備室長	松坂和俊君
ガス事業室長	大杉孝君	教育課長	蒔田民之君
学校教育室長	浅生博之君	給食所長	中村義貞君
生涯学習室長	石野弘君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田邊功一	書記	加納光輝
書記	鈴木直幸		

○副議長（石井正己君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして報告いたします。

議長、松崎 勲君から、入院加療のため、本日10日から12日までの間、欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

なお、地方自治法第106条第1項の規定によって、本日10日から12日までの間は、副議長の私が議長の職務を行います。

以上で報告を終わります。

開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） おはようございます。

本日は、平成26年第4回定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多用の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

今年も残すところ20日余りとなりますが、計画しております事務事業につきましては、おおむね順調に推移しております。特に、地籍調査事業、防災行政無線デジタル化工事、若者定住促進事業などの主要事業につきましては円滑に事業が進んでおり、特に地籍調査につきましては、大きなトラブルもなく、現場立ち会いは6割程度終了している状況でございます。

また、今週末12月14日の日曜日には衆議院議員総選挙の投開票が予定されており、皆様にとりましてはお忙しい年末となりました。

こうした中、本定例会をお願いし、ご審議をいただきます案件につきましては、九十九里地域水道企業団規約の改正に関する協議、国民健康保険条例の改正、補正予算4件の6件でございます。

議員の皆様方におかれましては、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○副議長（石井正己君） ただいまから平成26年第4回長南町議会定例会第1日目を開会します。

（午前 9時04分）

◎開議の宣告

○副議長（石井正己君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○副議長（石井正己君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（石井正己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

14番 松崎剛忠君

1番 林義博君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○副議長（石井正己君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、加藤喜男君。

〔議会運営委員長 加藤喜男君登壇〕

○議会運営委員長（加藤喜男君） それでは、ご指名いただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る11月28日に委員会を開催し、平成26年第4回定例会の議会運営について協議、検討をいたしました。

本定例会に付議される事件は、協議1件、条例の一部改正1件、補正予算4件の計6議案が議題とされ、一般質問を5人の議員が行うことになっています。

また、本日付で決算特別委員長から平成25年度長南町一般会計歳入歳出決算に係る決算特別委員会審査報告書が提出され、決算認定も議題とされます。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日10日から12日の3日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問については、議案の内容を説明終了後、質問順位1番から3番までを10日に行い、質問順位4番から5番を12日に行うことにいたしました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました平成26年第4回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○副議長（石井正己君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○副議長（石井正己君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日10日から12日までの3日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（石井正己君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日10日から12日までの3日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○副議長（石井正己君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案6件、決算特別委員長、板倉正勝君から決算特別委員会審査報告書の送付があり、これを受理しましたので報告します。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき説明員の出席を求めた者、並びに議長等が出席した主な会議報告については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○副議長（石井正己君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 東日本大震災被災市町村への派遣職員の継続につきまして、行政報告をさせていただきます。

この派遣職員の関係につきましては、平成24年の12月から半年ずつ、被災地宮城県亶理郡山元町へ、1人目は小澤元晴副主査、2人目は山田翔主事、3人目は風戸知主事、4人目は深山浩基主事補をそれぞれ派遣しておりました。今後は、半年間ではなく1年間という期間で派遣することとし、このたび、石井雄士主任主事をこの12月1日から来年の11月31日まで派遣いたしましたところでございます。

東日本大震災から間もなく4年になろうとしておりますが、懸命に復旧・復興事業を推進している状況ですので、町としても人的支援を継続していきたいと思っておりますので、皆様方のご理解ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（石井正己君） これで行政報告は終わりました。

◎認定第1号の報告、質疑、討論、採決

○副議長（石井正己君） 日程第6、認定第1号 平成25年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

決算特別委員長、板倉正勝君。

〔決算特別委員長 板倉正勝君登壇〕

○決算特別委員長（板倉正勝君） 決算特別委員会審査報告書。

ご指名をいただきましたので決算特別委員会の報告をいたします。

決算特別委員会に付託されました平成25年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についての審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、9月定例議会において設置されたと同時に、平成25年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についての付託を受け、9月17日に第1回目の決算特別委員会を開催し、委員長に、私、板倉正勝、副委員長には、丸敏光委員を選出されました。

また、付託議案の審査は、詳細かつ慎重な審査が必要なため、継続審査を要すると委員会で決定し、議長に対し継続審査の申し出を行い、議会の承認を得、継続審査とされたところであります。

第2回目の決算特別委員会を去る10月8日に開催し、執行部から、町長以下、各所管課長、室長の出席を求め、予算の執行が、適正に、しかも住民福祉向上に寄与されたかどうか等、着眼する中で、厳正な審査を行いました。

その結果、計数については、監査委員の監査意見書のとおり、過誤なきものと認められたところであります。一方、適正で経済的かつ効果的な予算執行の観点から、今後の予算執行に際しては、一層の検討を加え、改善すべきものと要望した事項が幾つかあります。それらの諸点については、執行部の適正な処置を期待するものであります。

なお、主な要望事項については、以下申し上げます。

1. ふるさと納税について。

近年、ふるさと納税制度を推進している自治体が全国的に多く見られます。ふるさと納税の本来の趣旨は、ふるさとを応援するもので、過度な見返りを期待し寄与するものではありませんが、近隣自治体においても年々寄附がふえていますので、特産品のPRと重ね合わせ、工夫、推進されるよう望みます。

2. 無線共聴アンテナの維持管理について。

大雨や台風などの災害情報をいち早く入手し、冷静な判断のもとに速やかな対応をとるためにも、無線共聴アンテナの維持管理は必要不可欠です。特に、光配線周辺に竹木が覆い茂った場合、倒木を起こし、テレビの使用ができなくなる要因にもなりますので、十分な管理をされたい。

3. 海外交流研修事業について。

外国の生活体験を通じ、国際感覚を身につけ、豊かな人間性、創造性を持つことが、今後社会に出た際、必要となります。次年度以降、近隣の町と合同開催を検討しているとのことですが、おのおのが連携を持ち、生徒が安全に安心したホームステイできる治安面で優れた国で実施されたい。なお、予定者数は、従来の参加者を考慮し、可能な限り希望をかなえるよう望みます。

以上のとおり、本委員会は、要望事項を付し、平成25年度一般会計歳入歳出決算は、全会一致をもって決算書のとおりこれを認定するものと決定いたしました。

以上をもって、決算特別委員会の報告を終わります。

平成26年12月10日、決算特別委員長、板倉正勝。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

○副議長（石井正己君） これで委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

委員長報告に対する質疑は、審査の経過及び結果についての質疑に限られますのでご了承願います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（石井正己君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（石井正己君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成25年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告を認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（石井正己君） 起立全員です。

認定第1号 平成25年度長南町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

◎議案第1号～議案第6号の上程、説明

○副議長（石井正己君） 続きまして、日程第7、議案第1号 九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてから、日程第12、議案第6号 平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 議案第1号から議案第6号までの議案につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、本案は、九十九里地域水道企業団の事務所が新たに建設されたことに伴い、事務所の位置に関する規定を改正しようとする事について、関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第2号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額の内容変更について改正しようとするものでございます。

次に、議案第3号 平成26年度長南町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、本補正予算は、今年度決算を見込む中での追加補正、あるいは事業費の決定による減額補正が主な内容となっておりますが、特に、基金費におきましては、教育施設整備基金への積み立てを行おうとするものでございます。歳入歳出それぞれに1,430万9,000円を追加し、予算の総額を40億8,223万3,000円にしようとするものでございます。

次に、議案4号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、本補正予算は、過年度分の保険税を還付するため、保険税還付金の追加補正をお願いするものでございます。歳入歳出それぞれに35万円を追加し、予算の総額を12億784万1,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第5号 平成26年度介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、本補正予算は、介護予防事業について参加者の増に伴います委託料の追加等をお願いするものでございます。歳入歳出それぞれ155万4,000円を追加し、予算の総額を10億8,301万8,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第6号 平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本補正予算は、豊栄東部地区の施設調査に係る委託料の減額と米満住宅跡地の排水管新設工事実施設計費の追加等をお願いするものでございます。歳入歳出それぞれ202万4,000円を減額し、予算の総額を2億1,386万5,000円にしようとするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当室長から説明させますので、よろしくご審議をいただきご可決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（石井正己君） これで提案理由の説明は終わりました。

暫時休憩します。再開は9時40分を予定しております。

（午前 9時22分）

○副議長（石井正己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時40分）

○副議長（石井正己君） 議案第1号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

〔企画財政室長兼政策室長 常泉秀雄君登壇〕

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） それでは、議案第1号 九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての内容の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号 九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成26年12月10日提出、長南町長、平野貞夫。

本案につきましては、九十九里地域水道企業団の事務所が老朽化等により新たに建設され、その位置が変更

されることに伴う規約の一部改正につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。また、あわせて参考資料1ページをごらんいただければと存じます。

九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約。

九十九里地域水道企業団規約（昭和46年千葉県指令第2459号）の一部を次のように改正する。

規約の5条には事務所の位置が規定されておりますが、企業団の事務所の位置を千葉県東金市東岩崎2番地3から千葉県東金市東金769番地2に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成27年2月2日から施行するものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、以上で議案第1号 九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（石井正己君） これで議案第1号の内容の説明を終わりました。

議案第2号の内容の説明を求めます。

住民課長、唐鎌幸雄君。

〔住民課長兼税務住民室長 唐鎌幸雄君登壇〕

○住民課長兼税務住民室長（唐鎌幸雄君） それでは、議案第2号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容の説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお開き願います。

議案第2号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年12月10日提出、長南町長、平野貞夫。

次の4ページをお願いいたします。

参考資料といたしまして、新旧対照表をお配りしてございますが、そちらは2ページになります。あわせてごらん願います。

本案については、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が先月の19日に公布され、産科医療補償制度における掛金の額の見直しとあわせて出産育児一時金の金額が見直されたことに伴い、改正をさせていただくものでございます。

初めに、出産育児一時金の額の見直しですが、出産育児一時金の支給額につきまして、健康保険法第101条の政令で定める金額として、健康保険法施行令第36条に規定されておりますが、その金額が39万円から4万4,000円にされたことによりまして、町国民健康保険条例第7条、出産育児一時金の額を同様に改めさせていただくものでございます。

また、同7条のただし書き中、国民健康保険法第7条に規定する加算額、これは産科医療補償制度に加入している分娩期間で出産した場合に加算されるものですが、これについては、同様に産科医療補償制度における掛金が引き下げられることとなったため、3万円から1万6,000円に改めさせていただくものでございます。

なお、産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した脳性麻痺等の補償並びに原因分析、再発防止を目的

としている制度でございます。

施行日は、平成27年1月1日からであり、施行日前に出産した場合は、従前の例によらさせていただきます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第2号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（石井正己君） これで議案第2号の内容の説明は終わりました。

議案第3号の内容の説明を求めます。

企画財政室長、常泉秀雄君。

〔企画財政室長兼政策室長 常泉秀雄君登壇〕

○企画財政室長兼政策室長（常泉秀雄君） 早速ではございますけれども、議案第3号 平成26年度長南町一般会計補正予算（第4号）についての内容の説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第3号 平成26年度長南町一般会計補正予算について。

平成26年度長南町一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成26年12月10日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。

平成26年度長南町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,403万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億8,223万3,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条といたしまして、地方債の補正でございます。地方債の変更は、第2表、地方債補正によるものでございます。

それでは、4ページをお開きいただきたいと存じます。

4ページの地方債の補正、変更でございますけれども、これにつきましては、町道利根里線の道路改良工事の事業費の減額に伴いまして、充当を予定しております過疎対策事業の限度額を750万円減額し、6,200万円から5,450万円に変更するものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

まず、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますけれども、これにつきましては11節で封筒等の印刷製本費として57万4,000円の追加。

5目の財産管理費では、11節で修繕料91万7,000円、13節及び1つ飛びますが19節では米満住宅跡地に関する経費といたしまして、まず、開発に伴う赤道の用途廃止のための業務委託料15万円、また、造成に伴う実施

設計の業務委託として97万2,000円、さらに、農業集落排水の排水管新設に当たっての設計の負担金47万6,000円を追加しようとするものでございます。節が戻りますけれども、18節の備品購入費では、庁舎管理用備品の購入経費といたしまして、12万5,000円の追加をするものでございます。

13目諸費でございますけれども、11節で防犯灯電気料といたしまして30万円の追加、23節では税の還付金133万円を追加するものでございます。

14目合併60周年記念事業費では、12節で広告料86万4,000円を追加しようとするものでございます。合併の2月11日の日に、町の紹介あるいは挨拶文等についての千葉日報への掲載を予定しております。

2項徴税费、2目賦課徴収費でございます。これにつきましては、7節では固定資産税の課税に伴う現地確認等に要する臨時職員の賃金といたしまして74万円、また、11節では青色申告宣言の町に关します看板の修繕料といたしまして41万円を追加するものでございます。

次に、3款民生費でございます。

10ページをお願いいたします。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。28節繰出金でございますけれども、介護保険事業に关します予防教室の参加者増に伴いまして、介護保険特別会計への繰出金14万2,000円を追加するものでございます。

2項児童福祉費、3目児童福祉施設費では、7節で臨時保育士等の賃金、また、これに伴う旅費を合わせまして280万円の追加をしようとするものでございます。

次に、5款農林水産業費でございます。

1項農業費、1目農業委員会費でございますが、13節で農地基本台帳の整備に关しますシステム改修に伴う電算の委託料48万6,000円を追加するものでございます。特定財源でございますが、農地台帳システム整備事業の県の補助金が充当されてございます。

7目は場整備費でございます。11節では山内ダム管理施設に关する電気料の9万円の追加、13節では多面的機能支払現地確認業務の委託料112万円、及び、利根里土地改良事業に伴う境界杭の埋設業務の委託料45万4,000円、合わせて157万4,000円の追加をしようとするものでございます。特定財源といたしましては、国の多面的機能支払交付金、市町村推進交付金112万円を充当してございます。

8目農村環境改善センター費でございます。7節で賃金でございますけれども、こうじづくり等に從事する臨時職員の賃金を追加するものでございます。

6款商工費でございます。

1項商工費、2目観光費の財源更正となります。これにつきましては、当初予算で計上しておりました観光案内看板の設置経費について、観光地魅力アップ整備事業の県補助金が交付される見込みでございますので、これを充当してございます。

7款土木費でございます。

1項土木管理費、2目地籍調査費でございます。12節役務費でございますけれども、立ち会い通知等に要する経費で11万円の追加、また、13節では地籍調査の本年度の事業費の確定によりまして、委託料649万円を減額するものでございます。特定財源の減額といたしましては、地籍調査事業に係る県負担金の減額となっております。

るところでございます。

次に、2項道路橋梁費でございます。

11ページに移ります。

2目道路維持費でございますけれども、まず、13節では道路のり面の竹木の伐採に係る町道の維持管理委託料で180万円の追加、また、道路点検事業費の確定に伴いまして2,758万円の減額をするものでございます。15節舗装では、舗装本復旧工事の事業費確定に伴う390万円の減額、また、道路維持工事費の追加400万円をするものでございます。16節では、グレーチング、山砂等の道路補修用の資材39万5,000円の追加でございます。また、18節では備品購入費でございますが、小型ショベルローダー購入費の精算によりまして119万8,000円の減額をするものでございます。

3目道路新設改良費でございます。15節では利根里線の補助道路改良工事費につきまして、これも事業費が確定いたしましたので、これに伴います1,665万5,000円の減額と、単独道路改良工事300万円の追加をしようとするものでございます。特定財源の国・県支出金は、道路事業に関します国の社会資本整備総合交付金916万2,000円の減額、地方債では、過疎対策事業債750万円を減額しております。

4目橋梁新設改良費でございますけれども、13節委託料で橋梁点検に係る事業費の確定によりまして197万9,000円の減額をするものでございます。特定財源70万2,000円につきましては、道路事業に関します国の社会資本整備総合交付金となっております。

5項都市計画費、1目都市計画総務費では、都市計画マスタープランの変更等に伴い都市計画審議会を追加して開催するというところでございまして、1節の報酬で審議会の委員の報酬7万5,000円、これに伴います旅費3万6,000円の追加をしようとするものでございます。

9款教育費でございます。

2項小学校費、1目学校管理費では、各小学校の施設等の修繕料44万5,000円を追加するものでございます。12款諸支出金でございますが、3項基金費、7目教育施設整備基金費では、小学校統合の校舎の建設費に備えまして5,000万円の積み立てをしようとするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

8ページをごらんいただきたいと存じます。

8ページでは、2番目の12款分担金及び負担金、14款国庫支出金、15款県支出金、また、1つ飛びますが21の町債につきましては、歳出においてご説明申し上げましたので省略をさせていただきます。

残る10款、地方交付税3,979万円、19款繰越金1,329万8,000円につきましては、一般財源の所要額として追加し、予算のほうを補正させていただいたところでございます。

なお、人件費の補正分につきましては、12ページの給与明細に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

大変雑駁でございますが、以上で議案第3号 平成26年度長南町一般会計補正予算（第4号）についての内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（石井正己君） これで議案第3号の内容の説明は終わりました。

議案第4号の内容の説明を求めます。

住民課長、唐鎌幸雄君。

〔住民課長兼税務住民室長 唐鎌幸雄君登壇〕

○住民課長兼税務住民室長（唐鎌幸雄君） それでは、議案第4号 長南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の6ページをお開き願いたいと思います。

議案第4号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算について。

平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成26年12月10日提出、長南町長、平野貞夫。

補正予算書の1ページをお開き願いたいと存じます。

平成26年度長南町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億784万1,000円とさせていただくものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして説明を申し上げますので、7ページ目をお開きいただきたいと思っております。

初めに、歳出、11款諸支出金からご説明させていただきます。

1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金でございますが、35万円を追加させていただきたくお願いするものでございます。これは、数年前から社会保険と国民健康保険に二重に加入していた事例が発生したため、発見されたため、その期間の国保税を還付するというものが主な要因でございます。

次に、戻りまして6ページ目をごらん願います。

歳入の説明をさせていただきます。

10款繰越金でございます。

1項繰越金、2目その他の繰越金ですが、同額の35万円を追加させていただき、総額5,066万9,000円とさせていただくものでございます。前年度繰越金でございます。

以上が議案第4号 平成26年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の内容でございます。

大変雑駁な説明でございましたが、よろしくご審議を賜りましてご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（石井正己君） これで議案第4号の内容の説明は終わりました。

議案第5号の内容の説明を求めます。

保健福祉室長、荒井清志君。

〔保健福祉室長 荒井清志君登壇〕

○保健福祉室長（荒井清志君） それでは、議案第5号 平成26年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3

号)の内容の説明を申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

議案第5号 平成26年度長南町介護保険特別会計補正予算について。

平成26年度長南町介護保険特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

平成26年12月10日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の介護保険特別会計補正予算の1ページ目をお開きください。

平成26年度長南町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次の定めによるものでございます。

第1条第1項ですが、歳入歳出予算の総額に155万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,301万8,000円とするものでございます。

第2項ですが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正に示すとおりでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。

7ページ目をお願いします。

第1款総務費、3項介護認定審査会費におきましては、広域市町村圏組合の介護認定審査会へ付託しております介護認定審査に係る負担金が不足することから1万2,000円の増額。

第4款地域支援事業費、第1項介護予防事業費におきましては、閉じこもりの予防として行っております通所型介護予防事業と運動機能の低下の予防のために行っております元気高齢者施策事業の参加者に増加が見られたことから、13節委託料で114万円の増額をお願いするものでございます。

この中の特定財源の国庫支出金42万7,000円については、4款の地域支援事業費が国・県の補助の対象となっておりますので、国の補助金28万5,000円と県の補助金14万2,000円、合わせて42万7,000円をそれぞれの負担割合に応じて増額するものでございます。

また、特定財源のその他は、支払基金の負担分33万円と町の負担分14万2,000円、合わせて47万2,000円でございます。国庫支出金同様にそれぞれの負担割合に応じて増額をするものでございます。

5款の諸支出金、1項償還金及び還付加算金については、65歳以上の第1号被保険者の死亡等で保険料の還付金に不足が見込まれることから40万2,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、歳入について説明いたします。

6ページ目にお戻りください。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、8款繰入金は、特定財源となり、先ほど歳出のほうで説明させていただきましたので、省略させていただきます。

9款の繰越金は、一般財源となりますが、平成25年度からの繰越金65万5,000円を増額し充当するものでございます。

以上をもちまして、議案第5号 平成26年度長南町介護保険特別会計補正予算(第3号)についての内容の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でございましたが、よろしくご審議賜りご可決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長(石井正己君) これで議案第5号の内容の説明は終わりました。

議案第6号の内容の説明を求めます。

産業振興室長、岩崎 彰君。

[産業振興室長 岩崎 彰君登壇]

○産業振興室長(岩崎 彰君) それでは、長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の8ページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号 平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算について。

平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

平成26年12月10日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ202万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,386万5,000円とさせていただくものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりましてご説明を申し上げますので、7ページをお開きいただきたいと存じます。

初めに、歳出、2款事業費から説明をさせていただきます。

1項1目の施設管理費でございますが、202万4,000円の減額をさせていただくもので、11節の需用費では、電気料金値上げなどに伴い120万円の追加を、13節委託料では、豊栄東部地区の施設調査・計画策定業務委託料500万円の減額を、これは、管路の内部調査を行う予定でありましたが、25年度、昨年度に実施した機能診断の結果では、管路は全体的に健全度が保たれているということの結果であったことから、施設調査の取りやめをさせていただくものでございます。

次に、排水管新設工事実施設計業務委託料47万6,000円の追加でございます。これは、米満住宅跡地造成に伴う実施設計業務委託料でございます。

次に、15節工事請負費でございますが、給田交差点改良工事、県の事業でございますが、それに伴う管路施設の移設の工事費でございます。

次に、歳入ですが、6ページにお戻りください。

3款県支出金でございます。

1項1目農業集落排水事業費補助金ですが、歳出でご説明いたしました豊栄東部地区の施設調査計画策定業務委託料の実施の取りやめによります補助金2分の1の額250万円の減額でございます。

6款2項1目雑入でございますが、米満住宅跡地造成に伴う実施設計業務委託料の収入47万6,000円の追加をさせていただくものでございます。

歳入合計では、202万4,000円の減額をお願いするものでございます。

以上が議案第6号 平成26年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。
大変雑駁な説明でしたが、ご審議を賜りましてご決くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（石井正己君） これで議案第6号の内容の説明は終わりました。

以上で一括議題とした議案第1号から議案第6号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第7、議案第1号から日程第12、議案第6号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（石井正己君） ありがとうございます。異議なしと認めます。

日程第7、議案第1号から日程第12、議案第6号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

暫時休憩します。再開は10時40分を予定しております。

(午前10時18分)

○副議長（石井正己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

◎一般質問

○副議長（石井正己君） 日程第13、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられるようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんのでご了承願います。

今定例会の一般質問通告者は5人です。

本日は、質問順位1番から3番までとします。

念のため、内容についてここで確認します。

質問者は、質問席に移動し、要旨ごとに質問し、答弁者は自席で答弁します。質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。制限時間は、原則1人1時間以内とします。

以上です。

通告順に発言を許します。

◇ 板倉正勝君

○副議長（石井正己君） 初めに、5番、板倉正勝君。

〔5番 板倉正勝君質問席〕

○5番（板倉正勝君） 5番、板倉正勝です。

本日は、議長さんが不在のため、副議長さんのお許しをいただき一般質問をさせていただきます。

件名について、町附属機関について、要旨は、附属機関の考え方についてお尋ねいたします。

町には、審議会、協議会、委員会等多く設置してありますが、現状をお尋ねしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○副議長（石井正己君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 附属機関の現状についてのご質問ですけれども、本町の附属機関につきましては、長南町附属機関等の設置及び運営等に関する指針に基づきまして、附属機関と、協議会、審議会等の、2つに区分して設けております。附属機関につきましては、地方自治法に基づき、法律または条例で設置するものでございまして、その他審議する協議会等は、要綱等により設置しております。

設置数につきましては、全部で51機関でございまして、その内訳ですけれども、附属機関が34、その他審議する協議会等が17となっております。

いずれも、専門家や町民の意見を行政運営に反映するために設置しているものでございます。

以上です。

○副議長（石井正己君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 附属機関については51、また、協議会のほうが17審議会ということで、いろいろ機関についてはわかりました。

これについてはちょこっとした質問ですので、要旨のほうを②のほうに、もう一つのほうに移させていただきたいと思います。

活動状況について質問させていただきたいと思いますが、法律に基づき設置してある審議会の中には、形式的に報告だけの内容で終了している会議も見受けられます。本来、施策の協議や改善するための協議の場であると思います。各委員会等から建設的な意見を聴取し、町の事業の推進計画に反映させる、実りある審議会にするよう工夫していただきたいと思いますが、私が委員会に出ている中で、環境審議会もちょこっと1回出たことがございます。川の水質の報告だけで、あとは、改善する考えも一つもない。町に予算がなくて何もできないというのであれば、そういう審議会をなくしてもいいんじゃないかと。改善する、事務局のほうでありますけれども、そういう委員会の中で、予算に応じたといいますか、そういった政策、水質が悪ければ上から水流すとか、井戸を掘って自然に流していくとかで、少しでも水質をよくするという考え方とか、そういうのを委員会の中で、ある程度、協議しながらやっていったらどうなのかなと。

一つ二つのそういう審議会とか協議会はありますけれども、新しい協議会については、結構みんな委員さんがやっております。それについては、町で条例にしていない審議会とかというものは、よく委員さんから質問が出て、いいものができておりますけれども、条例で決まっている委員会というのは、何か知らないですけれども形式ばったことだけで、前に進んでいくようなそういう委員会というのは見受けられないと思うんですけれども。

また、都市計画についてもそうだと思います。この後、圏央道のインター周辺のことも質問させていただきますので、都市計画については後にさせていただきますけれども、そういったふうに、町が、今まで古くからある、条例で決まった委員会を、もう少し中身の濃い、そういった町を改革するには、ある程度はたたき台をつくるとかそういうものを執行部のほうから出していただき、それについて協議していったらどうかと思いま

すけれども、それについて答弁のほうをお願いします。

○副議長（石井正己君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 審議会において、実りある審議ができるよう会議の進め方を工夫すべきではないかというご質問です。

それぞれ審議会の設置目的によっては異なりますけれども、今、具体的に環境審議会のお話がありましたけれども、確かに、会議の内容説明とか、また、報告程度に終わっているものもごございます。審議会の本来の目的を達成するためには、果たしてそれでよいのかどうか、それを検証していく必要はあるのではないかというふうに思っております。

そうした中で、形式にとらわれることなく、会議において改善すべきところがあれば、事務局としては、それぞれの機関の委員さんのご協力をいただきながら、活発な議論の展開される環境をつくっていきいたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（石井正己君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 今の町長さんのほうの答弁でよくわかりましたけれども、執行部の役員の担当の人たちが、町長さんが今簡単に答弁をしていただきましたけれども、それでなくて、もう少し気合いを入れていただき、いつも同じようなことを繰り返し繰り返しやっているような委員会じゃなくて、いつでも、環境のことでまたくどいようですけれども、水質の数値がいつもやるたびに幾つ幾つの報告だけで、そういう委員会は本当になくてもいいんじゃないかという気持ちがありますけれども、まあ環境審議会だけじゃないと思うんです。ほかの委員会、私は出ていない委員会についてはよくわかりませんが、そういった委員会というのはほとんどがそうじゃないかなと。職員の皆さんも、やっぱりその担当になった人たちはもう少し考えて、先ほども言いましたけれども、たたき台でもつくって、こうしたらどうですかとか、そのための審議会だと思いますので、何もやらないで、いつも報告で終わっちゃって、報酬を支払って、それで終わっているような委員会じゃ、町の活性化にも何もつながらない。これは何年やっても一緒だと思うんです。そろそろこの辺で、新町長もでき、じき1年も過ぎようとしている中なので、もう町長にこの辺で思いっきりやっていただきたいと。担当の人が何も考えがなく委員会を開いているようで、何かちょっと、町をよくしようという考えがないように見受けられますので、次年度からひとついい委員会を行っていただきたいというように見受けられます。

ちょこつとですけれども、お答えをひとついただければ、よろしく願いします。

○副議長（石井正己君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 職員の会議に臨む姿については、板倉議員のほうにそのように映っているということであれば、ちょっと残念な思いをしているんですが、職員はそれなりに気合いを入れてやっているのではないかというふうに思います。

ただ、附属機関については、先ほども申し上げましたけれどもいろんな機関がございまして、それぞれ設置目的があります。附属機関については、法令でもって設置しなくてはいけないことになっておりますので、たとえ案件がなくても、報告程度にとどめなくてはいけないようなことも開くこともあります。そういったこともありますけれども、ただ、審議、調査等をしていただく場合には、できるだけ委員さん方のご意見を積極的

にいただけるような、そういった環境づくりといたしますか、資料づくりを今後していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（石井正己君） よろしゅうございますか。

5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 町長さんの言われていたとおり、国のほうからきている委員会と、私も、国保委員もやっておりますけれども、国保についてはもう決まっただけのもので、これどうしよう、こうしろというような委員会じゃないと思います。そういう機関については本当に報告程度でいいのかなと。でも、町で、実際にこの町内のことである委員会については、もう少しきちっとやっていただきたい。

また、住宅貸付委員ですか、それについても、何もなしに、老朽化したからということで、全然会社について何てこともしないで、現状はこういう状態でありまして終わっちゃうし、じゃ、それを壊して、次また新しいものをつくるのか、部屋をリフォームして、1部屋でも2部屋でも残しておいて、急に空き家物件なんかでないときにはそういう住宅をうまく利用していったらどうなのかなとか、そういうのをしていったらどうなのかな。

私は、1回、前、一般質問の中で、住宅貸付委員会というのは、当初できたときに、借りる人が多かったので、議員さんが中に入ってその順番を決めたとかという話は聞きましたけれども、今現在としてみれば、貸付委員じゃなくて、住宅の今度は課税委員会みたいな形で、貸付を取って、変えた委員会とかというものをつくらしたらどうなのかなと。

米満はもうなくなりました。あと、長南は老朽化がひどいものですが、豊原住宅については、何部屋かリフォームかけてでもいいから町の予算である程度、1組でも2組でも入ってくれるというのをやっていったらどうなのかなと。だから、委員会のあり方ももうちょっと変えていただきたいというような考えなんですけれども、その点、軽くちょっと答弁お願いします。

○副議長（石井正己君） どなたが答弁しますか。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） なかなか軽くって答弁が難しいんですけども、今、住宅のお話がありましたけれども、先ほど申しあげましたけれども、委員さん方のご協力をいただきながら、委員さんから活発な意見が出るような、そういったような雰囲気をつくっていくというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（石井正己君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 委員会のことはこの辺で終わりにしたいと思います。

町長ありがとうございました。

町長がまた、人口減もありますので、住宅関係も、住宅を少しうまく利用していただき、何人でも入っていただければいいのかなと。新しいものを建てる余裕はないでしょうから、古いものを多少でもリフォームしていただき、1世帯でも2世帯でも入るようなことを考えていただきたいと思います。

以上で、町附属関係について、活動状況について終わりにいたします。

次、件名、インターチェンジ周辺の土地利用について、要旨は、千田地先の土地利用について伺いたいと思うんですけども、千田地先の土地利用について、今現在、409号線に、ヤックス予定地や周辺の国道沿線に

については企業が大分進出しております。道路沿線については、企業が来やすい、沿線だけでももう終わっちゃうと、土地利用については全然、長南町としてはないと思うんですけども、どうか千田の入り口の中のほうに、川沿いについては利用が全然されなくなっちゃうような考えが見受けられると思うんですけども、町として河川沿いに入っていく道路整備とかそういうものをしてくれれば、あの中一面が、一帯が、一応工業用地でも商業用地でもなっていくんじゃないかと。今、企業が来れば企業任せみたいところが長南町にあると思うんですけども。その中で、道路沿線だけだったら、それでももうすぐ終わってしまいます。ある程度、奥にも利用ができるように、利用者数も余計入ってくれるような体制というのは、町はどのように考えているのでしょうか。ひとつよろしくをお願いします。

○副議長（石井正己君） それでは、ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） インターチェンジ周辺の土地利用の、とりわけ千田地先の土地利用についてのご質問ですけれども、町の土地利用方針の中で、インター周辺、特に千田地先については、圏央道の整備効果が最も期待される区域として、また、町の発展、活性化に欠かすことのできない場所として、現在、都市計画区域マスタープランにおける用途区域指定の作業を進めている地域でございます。この用途区域指定は、本来、都市計画区域における乱開発を防ぐ目的で土地の用途を規制するものですが、同時に農振区域を除外するもので、企業の進出を容易にするものでございます。

このように、用途指定はこれからの企業誘致には欠かすことのできないものと考え、現在、この許可を得るために関係機関と協議を重ねているところでございます。

今、お話がありましたように、ヤックス店舗開発の裏側に当たる区域を、町が道路などを整備し、計画的に土地の有効利用を図るべきではないかというようなご意見ですけれども、この区域においては、企業の進出計画があって、土地の用途が見えてきた段階で、土地利用計画を立てることができるわけでございますので、その土地利用計画を立てた中で、必要であれば町として道路、排水路等の整備を考えていきたいというふうに思っております。

現状においては、そういうことでご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（石井正己君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 今、答弁で、農振除外ですか、そういう問題について、私も、都市計画委員をやっていますので、それはよく聞いております。

ただし、今、道路沿線に、何も建っていないところであれば、大手企業が好きにぼこんと来てある程度の開発というのもできると思うんですけども、千田の、今、周辺ではもう沿線沿いだけに企業さんが入っちゃって、奥に入るようなスペースが今の農道しかありません。それをだから町としては、早く言えば、都市計画委員会でもいいと思うんですけども、道路用地としてある程度今の農道を倍ぐらいのものにするのに、企業さんが来たときには、この部分についてはできませんよ、道路計画ありますのでとかというような計画を持っていながら、中、奥にも進めるような、そういう計画を持ってもらいたいなという考えなんですけれども。ただ、町で道路をすぐつくれという話じゃなくて。そういう用地については、地主さんにも協力いただき、これは全

部は売れませんよと。奥に今度入っていくための道路の用地も取っておかなきゃいけないから、それについては業者にはまだ売らないでくれと、そういうように道路の計画さえある程度立てておけば、奥に来た業者でもできると思うんですよね。今、沿線だけやって、今の農道の道路しか残っていない。あれをやっぱり、交差点を通らないで裏からも抜けられるぐらいの道路計画を町でしておけばいいんじゃないかなと。表だけは利用できます。だけれども、今、小さい業者ばかりが沿線に来ているんだから、あれ全部はまっちゃえば、それで終わりです。

早く言えば、その下のほうへは、田んぼが1枚残っていますので、コメリさんの下は残っていますが、ああいうところを下の道路でもいいから、あれを1本太くやって、下の中通りでもできるような計画というのを立てながら、今すぐ道路をつくれという話じゃなくて、奥にも進んでいけるような道路を計画して、業者さんに売買するときも、そういう条件をつけてもらったりしていれば、奥もまた利用価値が出、利用度が出、使えるようになると思うんですけれども。

ただ、町で買い上げて道路にするんだよという、先の話じゃなくて、あとは計画だけでもそういった考えでなければ、あの千田周辺は、沿線だけが利用されて、奥はまるっきり何にもなく死んだ場所になっちゃうと思うんですよね。

だから、本来であれば、私も都市計画委員やっていますけれども、委員会でも、そういうふうにし少し突っ込んだ中で考え方を、次の段階はこういうふうな考えだよとか、今、都市計画で色分けしての間やって、県のほうに出したということを知っていますけれども、次の段階で、ここを商業地にするんだったらするんで、奥までやっぱり、先のことまで考えた中でやっていったらどうなのかなと。

今、現状で、町は、先ほども附属機関、委員会についてもみんなそういう感じでやっているから、いつになっても町はよくなるし、先のことをやっぱり踏まえた中で協議して行ってやっていかなければ、これ何ともならないと思います。

ただインターチェンジができたからといたって、あのインターチェンジの沿線ばかりよくなって、奥に残された土地の人は、どういう考えをするかわかりませんが、有効利用をうまくできたらいいと私は考えておりますけれども、それについてちょっと町のほうで考えがあるのかなのか、これからそうやっていこうかなという考えがあるのか。すぐにやれとは言いませんけれども、そういう考え方もどうなのかなと。

副町長、何か言いたそうで。副町長、答弁をお願いします。

○副議長（石井正己君） 答弁を求めます。

副町長、麻生由雄君。

○副町長（麻生由雄君） 今、板倉議員さんがおっしゃった、千田の、今、ヤックス、コメリの工事しているところですけども、あの辺は、全体的には7ヘクタールぐらい、たしか面積はあると思います。周りの農地に、例えばあそこが全部開発されたにしても、周りの農地に影響するような区域ではないと。というのは、川があったり、あるいは道路があったりして、あの一角で土地利用ができるというふうに私も考えております。おっしゃられることは十分理解しておりますけれども、今のところ2店舗ほどは来ております。その奥のほうは、これから企業がぜひ来てくれるというようなところがありましたら、あの辺全体を土地利用計画の中でももちろん考えていくつもりでおりますので、また都市計画審議会等でご意見をいただければというふうに考えており

ます。

以上です。

○副議長（石井正己君） 5番、板倉正勝君。

○5番（板倉正勝君） 副町長の答弁ありがとうございました。

一応は、あんまり、強く言いたいですけれども、副町長さんも幾らかは考えがあるように見受けられましたので、この辺でいいと思いますけれども、本来、やっぱり本当に多くの利用も考えた中でやっていただければと、それだけの面積もありますので。今、沿線だけだと、今、農地やっている人にも少し、電気等の照明ですね、それでみんなの困っているときもあると思いますので、なるべくであればあそこ全体を開発できるように考えていただきたいということで、はっきりとした答弁はいただけませんでしたけれども、また、この後、また新年度に向かって、いい案を出しながら、町が活性化できるようにひとつよろしく願いしまして、質問を終わりにしたいと思います。

どうも失礼しました。ありがとうございました。

○副議長（石井正己君） これで、5番、板倉正勝君の一般質問は終わりました。

◇ 左 一 郎 君

○副議長（石井正己君） 次に、6番、左 一郎君。

〔6番 左 一郎君質問席〕

○6番（左 一郎君） 6番議席、左です。

議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

件名ですけれども、統合小学校整備事業について、要旨として、建設用地について。

以前、委員会で、小学校の建設用地、建設予定地としてもう説明を受けたわけですけれども、日刊建設新聞にも掲載されているように、尚武館の前の駐車場を予定していると、そういう説明を受けたところでございます。

しかし、尚武館自体が、建ててから何年たつかわかりませんが、大分老朽化が目立っているところで、それに、修繕費もかなりいくのではないかと。また、それを無理して、尚武館を残して駐車場跡に建てると、学校、校舎の並びも余りよくないのではないかと思われるのですけれども、町としてはどのように考えているか、よろしく願います。

○副議長（石井正己君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 統合小学校の建設予定についてのご質問ですけれども、統合小学校の建設につきましては、中学校の尚武館前駐車場に建築することで、現有施設に手を入れず、経費を縮減できるというふうにご考えておりました。

尚武館につきましては、昭和59年に完成し、築30年が経過しております。今、お話のありましたように、屋根は老朽化が進み、館内の畳については全面張りかえの時期となっております。今後、維持管理の費用が増大する見込みとなっております。また、南側に3階建ての校舎が建ちますと、日照も大きく遮られることとなり、

使い勝手が非常に悪くなってまいります。

そこで、この尚武館を取り壊して、その場所に校舎を建設することも、今、選択肢の一つとして考えているところでございます。

以上です。

○副議長（石井正己君） 6番、左 一郎君。

○6番（左 一郎君） では、尚武館は取り壊すことを前提として考えておるわけですね。

○副議長（石井正己君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） そのとおりでございます。

○副議長（石井正己君） 6番、左 一郎君。

○6番（左 一郎君） はい、わかりました。

それで、尚武館を解体した場合、尚武館の跡に建てると、そうすると中学校との並びもスムーズにいくと思われまます。

それで、その跡地、尚武館の跡に来た場合、崖、山ありますよね。あの崖条例はクリアできるんでしょうか。

○副議長（石井正己君） 答弁を求めます。

教育課長、蒔田民之君。

○教育課長（蒔田民之君） 崖条例との関連ですけれども、県のほうに確認しているところ、クリアできるというところであります。

また、必要に応じて、崖のほうは取ることも可能だというふうにも伺っているところです。

以上です。

○副議長（石井正己君） 6番、左 一郎君。

○6番（左 一郎君） わかりました。

それでは、予算的にも解体費とかいろいろ増えてくるのは目に見えているわけですが、尚武館も30年たつたと、小学校も建てて、じゃ、30年後に尚武館があつて、余りよくないところに建ってしまったと、そういうことがないように、スムーズな建設ができることをお願いします。

○副議長（石井正己君） 答弁要りますか。

○6番（左 一郎君） これは要望です。

続きまして、件名で、給食所の運営について、要旨として、管内の給食所の委託状況と今後の方向性について。

今現在、長生管内の市町村での給食全般にわたって、委託している市町村はどのぐらいあるのか。

○副議長（石井正己君） 答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） それでは、私のほうから、左議員さんご質問の、給食所の運営についてということでお答えしますが、ご質問の委託状況、各市町村の委託状況ということでお答えをしたいと思います。

管内の委託状況につきましては、茂原市、長生村、長柄町、これが民間業者への全面委託を実施しております。白子町につきましては、炊飯のみの業者委託というふうになっております。残りの睦沢町、一宮町につき

ましては、業者委託は実施していません。

我が長南町におきましては、配送のみの業者委託ということで実施している状況であります。

以上でございます。

○副議長（石井正己君） よろしゅうございますか。

6番、左 一郎君。

○6番（左 一郎君） 本町は、配送だけを委託していると。

今後、他町村さん1市2町が行われておるわけですがけれども、もし長南町として全面委託した場合、どちらにメリットがあるのか、全面委託したほうが安いのか、それがわかっただらお願いします。

○副議長（石井正己君） 教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 今後の方向性、いわゆる方向性ですよ、ということでございますけれども、現在、給食所で非常に課題がありますのは、調理員の雇用、これに非常に苦慮しております。この点がございまして、その課題も含めて、それから、やはり給食所の最大の目的は、運営で、最も安全な安心な給食の安定供給というのがありますが、このことも考え、そして、先ほどの経費のことも含めながら、そしてまた、さらには、平成29年の4月には小学校が1校に統合されますので、配送の件もありますけれども、それらも含めながら、今、教育委員会としては検討に入っているところでございます。

ですから、今後、そんな方向になるかどうかは、いろんな委員会にもかけながら、皆さんの意見も聞きながら方向性を出していきたい。委員会としては検討に入っているということで、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（石井正己君） よろしゅうございますか。

6番、左 一郎君。

○6番（左 一郎君） それでは、その答弁ですと、全面、まあ金額ってことないですけども、全面委託したのと直営でやるのとどちらが経費というか安く上がるのか、それがちょっと試算はできないですよ。

○副議長（石井正己君） 教育課長、蒔田民之君。

○教育課長（蒔田民之君） 全面委託した場合の経費の件ですが、県内、委託をしている市町村、全てこれ調べてありますが、結果としましては、全面委託したほうが安くなっているというようなデータが出ています。またそれ以外にも、労務管理、異物の混入、あるいは衛生面がハイレベルになる。そういったようなことで、委託をしたほうが非常にメリットが多いという報告を受けておりますので、先ほど、教育長が答弁したように、民間委託も視野に入れて現在検討しているところですので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（石井正己君） 6番、左 一郎君。

○6番（左 一郎君） はい、わかりました。

じゃ、全面委託したほうがよいと、そういう方向性ですね。

それで、それに伴って、伴ってじゃないですけども、平成25年度分の給食、給食所の運営費、また負担額、負担金ですね、それわかっただらお聞きします。

○副議長（石井正己君） 誰が答弁しますか。

〔「ちょっとお待ちください」と言う人あり〕

○6番(左 一郎君) じゃ、次、いいですか。

○副議長(石井正己君) じゃ、あれするまで……。すぐできますか。

給食所長、中村義貞君。

○給食所長(中村義貞君) 今の質問にお答えいたします。

25年度の決算状況につきましては、歳入につきましては、約3,024万でございます。歳出につきましては、約7,990万でございます。

○副議長(石井正己君) 6番、左 一郎君。

○6番(左 一郎君) ついでで申しわけないですけども、給食費の未納というのがいつも言われるわけですけども、その中で、25年度、人数、金額ですかね、どのくらいあったのか。

○副議長(石井正己君) 教育課長、蒔田民之君。

○教育課長(蒔田民之君) 未納の件ですが、過年度分全て合わせまして、ざっくりと250万、27世帯ほどが未納になっているところです。

以上です。

○副議長(石井正己君) 6番、左 一郎君。

○6番(左 一郎君) はい、わかりました。

給食所の運営、費用についても、個人負担はたしか3,200万ぐらいだったですよ。それに対して、給食所を全面委託した場合にいろいろと、多少は経費としても浮いてくると思われるわけです。

財政の厳しい中、29年度、小学校統合に向けて、全面委託と給食費の無償化を進めていけたらどうかと思うわけですけども、そうすると、先ほど、未納者がトータルで二千五百何万、27世帯。25年度はそんなにいないですよ、1年度だけではね。そうすると、そういうことも発生しなくなってくるのではないかと考えられますけれども、町長、給食費の無償化について、どうお考えでしょうか。

○副議長(石井正己君) 町長、平野貞夫君。

○町長(平野貞夫君) 給食費の無償化の話ですけども、これは、子育て支援の一環として給食費の無償化ということも、私も一時考えたことがあります。

長南町は、子育て支援ということでは、医療費の無料化とか、出産祝い金とか、保育の充実とかということで、かなり充実しているところかなというふうに思っております。

ですけども、今の少子化という時代の流れの中で、やはり子育て支援もさらに策を練っていかなくてはならないのではないかとこのように思っている中で、次の手は、最もインパクトのある強烈な手を打っていかなくてはならない。そういう中で、給食費の無償化ということも一つ頭の中にあっただけなんですけれども、ただ、これには多大な経費もかかります。食事の提供を公費で負担していいのかどうか、そういういろんな問題も出てくるのではないかとこのように思っています。ですので、今、財政的な問題については、給食費を委託することによって費用負担が賄えるんじゃないかというようなお話もありましたけれども、いま一度、町の財政的な観点から精査させていただいて、また、いろんな意見を聞きながら、調査研究をしていきたいというふうに思っています。

いずれにしても、子育ての次の一手はこういうことになるのではないかなあというふうに自分では思っておりますので、そういったことで、今後、進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（石井正己君） よろしゅうございますか。

6番、左 一郎君。

○6番（左 一郎君） 町長、今、先ほど、子供たち、給食を公費で賄うのとは言われましたけれども、千葉県ではまだ無償化はなっていないようですけれども、全国的に何県か、給食費の無償化というのは行われているらしいですよ。それに向けて、千葉県内はない、でも、先ほど言った医療費、中学生まで無料ですよ。ここで、給食費も無料だと、また、若者定住促進条例とあわせて、町内外にそのくらいのことをアピールして、人口増加、活性ある町づくりに向けて行っていったらいいんじゃないかと私は思うわけですが、その辺、町長はどう思われますか。

○副議長（石井正己君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） ご質問の趣旨、重々わかります。承知しておるところですけれども、ただ、今までの慣習からすると、食事ぐらいは保護者負担、父兄負担があってもいいのかなというふうに思っている人も中にはいると思うんです。そういった中で、あえて公費負担の中で、ましてや管内ではそういった例はございませんので、そういったところをしっかりと見きわめながら、財政的な財源を捻出しながらきちんと調査研究をしていくことも必要ではないのかなと、今現在は思っております。

したがって、自分の考えは冒頭申し上げましたとおりですので、子育て支援の次の大きな一手となるようにしたいというふうに思っていますけれども、その前にはいろいろと調査研究をさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（石井正己君） 6番、左 一郎君。

○6番（左 一郎君） わかりました。

今後、2年後、29年度統合に伴う、いろいろと町のほうもいろいろ大変だと思いますけれども、そんな中で、先、長南町が明るくなるような体制をとっていただきたいと思います。

これは要望です。

これで質問を終わります。

○副議長（石井正己君） これで、6番、左 一郎君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。再開は午後1時を予定しております。

(午前11時29分)

○副議長（石井正己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 加 藤 喜 男 君

○副議長（石井正己君） 引き続き、一般質問を行います。

次に、7番、加藤喜男君。

〔7番 加藤喜男君質問席〕

○7番（加藤喜男君） 7番の加藤喜男でございます。

議長のお許しを得ましたので質問をさせていただきます。

本日3人目、最後です。ひとつよろしく願いいたします。

年の瀬となりまして、町長も公約の実現に向け、来年度の予算の編成を進めているものと思います。

今、本町には多くの問題がありますが、その中に、町民の減少と、その反対にイノシシの増加という問題があると思います。

町民の減少、少子化につきましては、過去に幾つか提案をさせていただきましたが、有効なる諸施策を来年度の予算に期待をするものでございます。

もう一つの問題の、イノシシの増加の問題でございます。私どもの谷のほうの奥の深い谷のほうですが、町道の未舗装がございまして、年々、道路が侵食されまして、ネズミでもミミズでも食べるんだと思いますけれども、掘り起こされてひどい状況にあるということで、ほかの地区もほぼ同じような問題があるのだろうと思います。

これらの状況から、水稻や野菜等の被害にとどまらず、近い将来には人的な被害も容易に想像ができるところでございます。そこで、農地を柵等で囲うことも必要ですが、根本的には、イノシシを捕獲するということが必要ではないかと思えます。先月17日の千葉日報によりますれば、鳥獣被害防止特別措置法で、各市町村が被害防止計画を策定し、有害鳥獣を捕獲すると、鳥獣被害対策実施隊の設置ということを求められているようですが、本県では、睦沢町、鋸南町が設置したというふうに新聞の報道では聞いておるところでございます。

この関係につきましては、また今後、町のほうから何か説明があると思えますけれども、イノシシやアライグマ、ハクビシンなどの有害なけもの類でも、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律という法律で、誰もが勝手に押さえていいというわけではないということのようです。いわゆる、網猟、わな猟、銃の免許等が必要なのですが、事務方にお聞きしましたところ、本町では、第一種のライフル銃、散弾銃の免許所有者が14名、平均年齢60歳、わなが18名の六十代平均年齢というふうに聞いています。町では、免許所有者をふやすべく、昨年6月に長南町狩猟免許取得補助金交付要綱を定め、5,200円の受験手数料のうち、合格者には5,000円を補助するということになったわけですが、そこで1点目のご質問ですが、わな狩猟免許取得者の養成のための周知についてであります。

有資格者をふやすために、補助金制度を設けておるわけですが、その辺の有資格者をふやしたいんだよ、もしくは、こういう補助金があるんだというようなことのPRが少し不足しておるんじゃないかというふうに思っているわけでありまして。昨年6月に、補助金の要綱が制定され、町広報によるPRとか、本年1月号、4月号でPRしておりますし、ホームページでも周知して、この12月5日付でも、町のホームページにまたその辺の補助金の関係が出ておりますけれども、町の状況や将来の状況を考えますと、免許取得の際の補助金をさらに周知を充実させていく必要があると思えますが、これについていかがかということでご質問します。

○副議長（石井正己君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） まず最初の、わな猟の免許取得者養成のための周知についてのご質問です。

狩猟免許試験は年4回実施されておりますけれども、住民への狩猟免許取得に対する周知については、年度初めに広報等ホームページにより行ったところであります。

いずれも、補助金に関する内容でしたので、今、お話がありましたように、今後は、有害鳥獣の被害状況あるいはその対策等の情報もあわせてお知らせするなどして、その周知方法についてまた検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（石井正己君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 周知をまたさらに続けて強化していただくということで、ひとつ区長さん方にも、活用して、区長会議等でよくその辺もお話をして、各区に持ち帰って、資格を取らないかいというようなことを周知していただくように、またご検討いただければと思います。

次に、2番目の質問ですけれども、先ほどもありましたけれども、第一種狩猟免許、これはライフル、散弾銃の免許のことですけれども、事務方で先ほども話しましたけれどもお聞きすると、14名だったかな、所有しているということで、ただ、平均年齢も聞くと60歳前後ということで、高齢の方もいらっしゃるんだろうと思います。どうしても、イノシシを捕まえますと、最後にとどめを刺すといったらちょっとあれですけれども、そういうことをするために、最後は銃でやるというようなことが必要になります。従前は、ライフル関係は趣味の一つというような感じもあったのかもしれませんが、ここに来て、イノシシの大量の出現が将来予想される、ふえていくのが予想されるという状況ですので、町のほうも、猟友会等の意見も聞いて、金銭的な支援も考える中で、銃の有資格者を育てていくことも考えてみたらどうかということの質問が2点目でございます。

よろしくをお願いします。

○副議長（石井正己君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 第一種狩猟免許の取得者の養成についてというご質問ですけれども、現在、銃によるイノシシの駆除については、睦沢町、長柄町、長南町の3町合同で実施しておりまして、32名でこの駆除に当たっているところであります。本町からは7名が参加しているということでございます。

駆除を依頼しております猟友会の会員も大変高齢化が進んできておりまして、有資格者を、今後、確保していく必要があるのではないかとというふうに思っております。

そういう中で、猟友会とも連携して、新規狩猟免許取得者の募集を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、銃の免除取得に係る経費の一部助成については、これについても前向きに検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（石井正己君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ひとつ前向きにまた検討していただければ幸いです。

次に、また免許の関係で恐縮ですが、狩猟免許取得補助金の増額についてということで、先ほども話しましたけれども5,200円の手数料のうち、合格者にだけですけれども5,000円の補助の要綱が定められておることとありますけれども、この免許を取得するに当たっては、最低でも、1日の猟友会が主催する講習を受講しませんが、これは合格は難しいなというようなことを私も了解していますし、いろいろ聞いたりもしております。

そこで、この受講、講習会が幾らかかるかといえば、最低でも1万円かかってしまうということで、この講習会を受けなければほとんど合格はできないというふうな状況になっておりますので、5,000円の補助にとどまらず、この講習会も、全額とは言いませんけれども、半額もしくは3分の1ぐらいの補助をしてもいいんじゃないかなと思うところでございます。

これについて町の考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（石井正己君） 答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 狩猟免許取得補助金の増額についてのご質問ですけれども、今、お話があったように、狩猟免許取得が試験前に行われる事前講習会、これは、今、一般社団法人千葉県猟友会の主催で年4回実施されております。特に、初心者にとりましては有効な講習会であると聞いております。そういったような観点から、この講習会の受講は任意とされておりますけれども、狩猟免許取得に有利なこと及び資格者の確保の点から、講習会経費の一部を助成することについて、これはもう必要だというふうに思っておりますので、その方向で今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（石井正己君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） それでは、次の質問に移ります。

職員の狩猟免許取得についてという要旨にくくっておりますけれども、町民にも資格を取ってくれと、いろいろ推奨してお願いをして、補助金も出していくということで、前向きにご検討いただくということで了解しましたけれども、それを指揮する、監督する町職員も、若い方で希望する職員、そのセクションにいなくても私は構わないと思いますけれども、最低、わなの免許ぐらい、町が補助する中で、職員も率先して資格を取ってもらうことも考えてはいかがかなと思っております。

この考えについて、町の考えをお聞きします。

○副議長（石井正己君） 答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 有害鳥獣対策、特にイノシシ対策については、これはもう大変深刻な問題で、これから町を挙げて取り組んでいかなければならない重要な課題だというふうに認識しております。したがって、狩猟免許の取得を希望する職員がいれば、私としてもぜひ取得してもらいたいというふうに思っておりますし、また、そのための支援というか対応は考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（石井正己君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） よろしく願いをいたします。

鳥獣害対策の最後の質問ということでございます。

箱わな、鉄のおりですけれども、購入の補助についてということで、補助ばかりの話題になって恐縮です。現在、町には90基の箱わな、鋼鉄製のおりがあるというふう聞いております。1基当たりの価格を聞きましたら約6万3,000円ということで、五、六百万も既につき込んで、町中に設置をしておるわけでありまして。

今後も、イノシシがふえるについて、所有数、設置数もふやしていく必要があると思っておりますけれども、先ほどのとおり、設置は資格者じゃないと設置できないということでありましてけれども、資格者をふやしていくということも考えた中で、個人的に資格者がおりを買いたいと、現実にも買った方もおるように聞いてはおりますけれども、そういうことも耳にします。そこで、町が全部提供できればよろしいですけれども、どうしても個人で欲しいという方が中にはいると思っておりますし、出てくると思っております。

そこで、またこれも町から半分か3分の1ぐらい、購入に際して、有資格者が設置する場合に限りましてけれども、補助をして、おりの数をふやしていくというようなことがよろしいのではないかなと思っておりますけれども、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（石井正己君） 答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） イノシシの駆除の中で、箱わなによる捕獲、これについては確実に成果を上げているところであります。また、この箱わなとは異なった、くくりわなによる捕獲、これも実施しておりますけれども、このわなについては、町は免許取得者に貸与し、徐々に捕獲の成果も上がってきている状況であります。

ご質問の箱わなについてですけれども、個人あるいは集落で購入することについてなんですけれども、これは非常に、個人で購入するという思いは非常にありがたいというふうに思っておりますけれども、基本的には、箱わなについては、くくりわなと同様、町が購入して貸与していくという方向で、今、進んでおりますし、また今後もそういう考えでおりますので、もしそういう方がいれば、町のほうにご相談いただければというふうに思っております。

以上です。

○副議長（石井正己君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございました。

これで、鳥獣害対策についての項目を終わりにしたいと思います。

先ほどのとおり、いろいろまた今後も問題が出てくると思っておりますので、前向きにこの件のほう、お願いいたしますし、してくれるということで、よろしく願いをいたします。

次に、件名の2番目、圏央道開通に伴うインター周辺についてということで、先ほど、板倉議員さんのほうから、同様の質問で回答をいただいておりますから、そんなに私がこれをどうこうと、追加ということもないんですけれども、項目として、件名として上げさせてもらっておりますので、一応、また再度、申しわけありませんけれどもお聞きするというところをご了解いただきたいと思います。

圏央道も開通して1年半になろうとしておりますけれども、ゴルフの客もふえたということで聞いておって、

利用税のほうも7割が本町に入りますから、非常に重要な財源ということでもあります。一部にゴルフ利用税の廃止というようなニュースも出ておりましたけれども、千葉県森田知事は、重要な財源であるということで、廃止の動きに反対するというような考えを示してくれております。

利用税はともかくとしまして、前町長は、平成24年の第2回の定例会で、板倉議員さんの質問で、前もって用地を用意するなど積極的な誘致はしないと答弁しております。リスクを考えますと、これはまあ当然のことなのかなというようなこともありますけれども、先ほども話があって、前回も町長から話がありましたけれども、既にヤックスが、造成がほぼもうすぐ終わるかなということで、順調に進んでいるんだろうというふうに思います。国道周辺の兆しが、変化の兆しが見えてきておると、見えてきたというふうに見てもいいかなと。先ほど、板倉議員さんおっしゃったとおり、後ろのほうも、なかなか空き地が、まだ田んぼがございますから、その活用方法によってはいろいろあるかもしれません。店舗は人を呼び、人がまた店を呼ぶということで、いい循環でいってくればよろしいわけなんですけれども、先ほどの板倉さんの質問に関係して、同じようなこととなりますけれども、町としてどのような方向を望んでいるのか、インター周辺にどのような策を練っておるのか、再度、お聞かせいただきたいと思います。

○副議長（石井正己君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） インター周辺の土地利用につきましては、先ほど、板倉議員のご質問にもお答えいたしましたけれども、今、千田地先の国道沿いに、ドラッグストア、それからデイ・サービスを併設した店舗が来年4月の開店に向け造成工事を進めております。この周辺は、町の発展、活性化には欠かすことのできない場所として、現在、都市計画区域マスタープランにおける用途区域指定の作業を進めている地域でもあります。したがって、今後も多くの店舗が進出してくれることを期待しておりますし、また、そうなるよう手を打っていきたいというふうに思っております。その地域周辺を、町民の皆さんが集い、憩える拠点づくりということで考えているところでございます。

以上です。

○副議長（石井正己君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） ありがとうございます。

町からの執行部からのこぼれ話としまして、ちょっと耳にたまに挟むのが、まだほかも何かありそうだなというようなニュアンスの情報も若干あつたりしますので、それは別に今回お聞きするわけじゃないんですけども、町長、率先して、どんどん営業に回っていただいて、1つ、2つ、3つ、4つとできるようなことを望んでいきたいと思いますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、この質問は終わりました、最後の質問でございます。

新規採用職員の評価についてというようなことで、お聞きをしたいと思います。

来年度の採用予定職員の選考は既に終わったかどうかわかりませんが、町の将来を担う職員を採用することは、これは非常に重要なことだと思います。

そこで、今年の4月に採用した職員の評価についてですが、昨年第2回定例会の一般質問で、前町長ですけれども、新規採用職員の試行期間後の審査について、その当時、審査はしていないが今後はチェックシート

等で行っていきますというようなお答弁をいただきました。

町長もおかわりになって、再度お聞きするわけでございますけれども、地方公務員法第22条に、職員の採用は、全て条件付きのものとし、その職員がその職において6月を、半年を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となるものとする。この場合において、条件付き採用の期間を1年まで延長することもしてもいいですよというふうに、地方公務員法に書いてあるわけでございます。

そこで、半年がたたれたかと思いますので、半年後の職務の評価をしたのか、どのような陣容でしたのか、どういう方法でしたのか、記録はしてあると思いますが、その辺、お聞きするのと、あと、1年たたないと評価できないなという人がいたのかどうか、その辺の状況についてお聞かせ願いたいと思えます。

○副議長（石井正己君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今年度の新規採用職員の正式採用に当たりましては、お話のあったように評価シートチェック表による明確な評価基準を策定いたしまして、それに基づき行ったところでございます。

半年間の勤務実績を直属の上司がしっかりと評価をして、基準に到達している者を正式な職員として採用いたしましたところでございます。

結果といたしまして、9月末で退職となった1名を除く7名全員を正式採用することといたしました。

以上です。

○副議長（石井正己君） 7番、加藤喜男君。

○7番（加藤喜男君） 前町長はやっていなかったということで、新町長になりまして評価をしていただいたということで、非常によろしいかと思えます。

いってみれば、町長も初めての採用と、自分は採用しておりませんが、結果的に町長が採用したということで、前回は言ったかどうかわかりませんが、10年後に、前町長が採用したいい人間がいっぱい入っているというようなことがみんなから言われるように、最初が肝心ですから、職員が職員同士で助け合って、町の発展のために貢献できる、優秀、それなりの職員を今後も一生懸命採用して、教育して、町のために尽力というか、仕えるような人間を育てていってもらえたらと思えます。採用してもらいたいと思えます。

以上です。

ありがとうございました。

○副議長（石井正己君） お疲れさまでした。

◎散会の宣告

○副議長（石井正己君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

明日11日は、議案調査等のため、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（石井正己君） 異議なしと認めます。

明日11日は、議案調査等のため、休会とすることに決定いたしました。

12日は午後1時30分から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでした。

(午後 1時28分)